

大井町議会

申し合わせ事項

神奈川県大井町議会

(令和3年8月20日最終改正) 2021.9.14

目 次	頁 数 (1)
会員委員会規則 (2)	
会員委員会規則 (3)	
会員委員会規則 (4)	
会員委員会規則 (5)	
会員委員会規則 (6)	
会員委員会規則 (7)	
会員委員会規則 (8)	
1. 総 則	
(1) 申し合わせ事項の踏襲	3
(2) 参 集	3
(3) 議会の名称	3
(4) 招 集	3
(5) 議長及び副議長の任期	3
(6) 議 席	3
(7) 会 期	3
(8) 議事説明者	3
2. 議案及び動議	
(1) 議案の提出	4
(2) 議案の配付	4
(3) 議案の変更、訂正、撤回及び消滅	4
(4) 動 議	4
3. 議事日程	4～5
4. 選 挙	5
5. 議 事	
(1) 議案の説明	5
(2) 議案の付託	6
6. 発 言	6

7. 委員会	
(1) 総 則	7
(2) 議会運営委員会	8
(3) 議長、副議長等の除斥	8
(4) 委員の辞職	8
8. 表 決	8
9. 請願・陳情	8～9
10. 辞 職	9
11. 会議録	9
12. 議会全員協議会	9～10
13. その他	
(1) 議会だより	10
(2) 議員活動	10
(3) 文書物件の收受及び発送	10
(4) 欠席届	10
あとがき	11

1. 総 則

議事の実施 ②

(1) 申し合わせ事項の踏襲

出典の実施 ①

新たに議会が構成された場合でも、申し合わせ事項は原則としてそのまま踏襲される。ただし、定期的に議会運営委員会で審議し、全員協議会に諮り変更することを妨げない。

(2) 参 集

開議定刻の5分前に議場に参集することに心がける。

(3) 議会の名称

定例会（臨時会）は、暦年としその年の最初に招集された会議を第1回とし「（元号名）〇年大井町議会第〇回定例会（臨時会）」と呼称する。

(4) 招 集

- ① 役員改選は、一般選挙後の初議会の2年後に召集される。
- ② 臨時会が召集される場合、議会側として付議する事件があるときは、議長から町長に対して告示を依頼する。

(5) 議長及び副議長の任期

議長及び副議長については、申し合わせによる任期を2年とする。(R3.8)

(6) 議 席

- ① 一般選挙後最初の議会における議席の決定は、あらかじめ当選回数ごとの議員間で調整し着席をする。これを持って仮議席とする。
- ② 補欠議員等の議席は、議長が定める。

(7) 会 期

- ① 会期は、開会の日に議長発議によって定める。
- ② 会議の日割り予定は、会議開催日前（臨時会にあっては当日）の議会運営委員会で定める。

(8) 議事説明者

- ① 議事説明者は、会議に出席する。ただし、行政委員については、特に要求した場合（条例議案等提出時）の他は出席しない。
- ② 一般質問の再質問の答弁は課長答弁が許されている。

2. 議案及び動議

(1) 議案の提出

- ① 議員提出議案は、通常、所管委員会（議会運営委員会を含む）委員全員によって提出される。ただし、反対議員のある場合は、反対議員を除いて提出される場合もある。
- ② 所管の委員会に属さない議員提出議案については、前例がないが認める。
- ③ 議案の提出があった場合は、議会運営委員会がその上程時期、会議の取扱いを協議する。
- ④ 一般会計、特別会計及び企業会計決算は、第3回定例会議（9月）において認定に付される。

(2) 議案の配布

- ① 町長提出議案は、あらかじめ各議員に送付するので、議会開会日には改めて配布しない。ただし、追加議案は上程の日に議席に配布する。
- ② 議員提出議案は、上程の日に議席に配布する場合もある。
- ③ 議案の朗読は、議会事務局長が行う。
- ④ 継続審査に付された議案を後会において議題とするときは、通常議案の配布はしない。

(3) 議案の変更、訂正、撤回及び消滅

- ① 議案の誤植は、軽易なものは口頭で、その他のものは正誤表をもって訂正する。
- ② 継続審査中の議案が審議を要しなくなった場合は、次の議会日に議長が報告する。
- ③ 議題となった議案について正誤の域を超えた場合は、議会の承認をうる。

(4) 動議

動議を提案することが予定されるときは、あらかじめ議長に申し入れておく。

3. 議事日程

- ① 議事日程は、議会運営委員会に諮って議長が定める。
- ② 町長の行政報告は、議事日程に掲載しない。（記事事件欄に参考記載）

- ③ 日程は、審議の都合上一括できる案件はなるべく一括する。※指（S）
- ④ 延期された案件は、他の案件に先立ち日程に掲載する。
- ⑤ 議長及び副議長の辞職に伴う選挙は、日程に掲載せず、議長の発議により行う。
- ⑥ 議事日程は、作成日ごとに第1日、第2日と番号を付ける。
- ⑦ 議長及び副議長の辞職許可及びそれに伴う選挙は、総ての案件に先立て行う。

4. 選 挙

- ① 一般選挙後初議会においては、各種役員の選挙、選任を行う。各種役員の任期は初議会後2年と、大井町条例における役員改選に合わせ選挙、選任を行う。
- ② 選挙は、議会運営委員会の決定により、指名推選によって行うことがある。
- ③ 投票により選挙を行うときは、議長は最後に議長席から投票する。
- ④ 選挙の立会人は、議長が指名する。改選後の初議会における選挙執行に対する立会人は、当選回数2回以上の議員の仮議席の早い議員を議長が指名する。なお、立会人が候補者となる場合は、次席議員とする。
- ⑤ 委員会の委員長、副委員長の選挙は委員会議員の指名推選が多い。
- ⑥ 財産区の議員選挙は、該当地域の議員の推薦により指名推選とする。
- ⑦ 一部事務組合の議員は、原則として担当委員会から1名を選出し、他は議長、副議長とする。
- ⑧ 正副議長候補者の所信表明は、本会議における議長選挙の日程に入る前の休憩中に行うのが通例である。なお、所信表明は1人3分間で議席番号順に行うこととし、質疑は行なわない。（R2.4）

5. 議 事

（1）議案の説明

- ① 町長提出の議案については、要点に触れ担当課長がその説明をする。
- ② 議員提出議案等の説明は、代表提出者が説明する。

(2) 議案の付託

- ① 一般会計予算及び特別会計、企業会計予算は、議長発議により議員に諮り予算審査特別委員会を設置し、その審議を付託するのが通例である。
- ② 一般会計決算は、議長発議により議員に諮り決算審査特別委員会を設置し、その審議を付託するのが通例である。ただし、特別会計及び企業会計決算は、本会議で審議されている。(R2.4)
- ③ 新規条例の審査は、所管常任委員会にその審査を付託する。ただし、議会運営委員会において本会議での審議と判断したものはこの限りでない。
- ④ 2以上の委員会の所管にかかる案件は、議会運営委員会において付託先を協議する。
- ⑤ 所管が明確でない案件は、議会運営委員会において付託先を協議する。

6. 発 言

- ① 議員が死亡したときは、追悼演説を行う。追悼演説は議会開会宣言の後議事日程に入れずに実施したことがある。
- ② 副町長及び教育長の就任・退職に際しては議会で挨拶を行う。
- ③ 議長の就任挨拶は、当選直後に議長席で行う。
- ④ 葬儀及び入院見舞いのお礼の挨拶を定例会で日程に入る前に行った例がある。
- ⑤ 本会議における質問は、1回目は2問までとし、再質問は一問一答方式により3回までとする。その場合自席で行う。
- ⑥ 関連質問の取扱いは議長が決める。
- ⑦ 緊急質問の取扱いは、議会運営委員会において協議する。
- ⑧ 一般質問の順序は原則として通告順とする。なお、受付初日の午前8時30分までに一般質問通告書を持参した場合は、議員間の協議又は抽選により決定する。
- ⑨ 一般質問でのフリップ等の活用は、事前に議長の許可を得ておく。(R3.8)
- ⑩ 討論は、登壇して行う。(一般的に反対討論から行う。) なお、討論を行うことが予定されるときは、あらかじめ議長に申し入れておく。(R3.8)

7. 委員会

委員会常設会議 (S)

(1) 総 則

- ① 委員の選任に当たっては、当選回数別議員の中で調整し、議員各自が意向投票する。委員会構成に格差が出た場合、議長がこれを調整し委員を指名する。
- ② 委員の指名は議長が朗読し指名する。
- ③ 委員会における委員の議席は指定しない。
- ④ 常任委員会の説明者は、通常所管課長とし、特別委員会の説明者は、委員長が出席要求したものとする。
- ⑤ 議会開会中に緊急に委員会を開催する必要があるときは、文書による通知を省略する。
- ⑥ 委員会の委員外議員の傍聴は当該委員長に通告する。
- ⑦ 委員会は、これを原則公開する。
- ⑧ 議長は、所属する常任委員会以外の委員会に委員外議員として同席し、意見を求められたとき、又は委員長の許可を得て発言できる。
- ⑨ 付託された案件について、会期中又は次期定例会で委員長報告のない場合は、審議未了廃案とする。ただし、継続審査をする旨の議会報告がある場合は継続審査を認める。
- ⑩ 委員会に付託された案件の審査結果は、報告書を配布し、委員長が登壇し口頭報告を行う。
- ⑪ 委員会において、少数意見の留保があったときは、その旨委員会報告書に付記する。
- ⑫ 少数意見の報告は、報告書を配布し、少数意見者が登壇し口頭報告する。
- ⑬ 常任委員会及びその他の行政視察は、各委員が報告書を作成し、議長に報告する。なお、本会議で報告する。
- ⑭ 委員長報告に対する質疑応答は、自席で行う。ただし、委員会での質疑の内容までとし、審議の批判は慎むこと。
- ⑮ 新規条例の審査は、会期中に行う。ただし、審査が数日に及ぶものは継続審査の手続きをする。(H17.3)

(2) 議会運営委員会

- ① 議会運営委員会における協議事項の決定は、原則として全員了解の方法で行う。やむを得ない場合採決の方法によることもある。
- ② 本会議開催中において、議会運営に関する軽易な事項の決定は、特に議会運営委員会を開催せず、議会運営委員長が副委員長と協議の上決定する。
- ③ 議会運営委員会の委員は、企画経済常任委員会及び教育福祉常任委員会から3名を選出する。(R2.4)

(3) 議長、副議長等の除斥

- ① 議長は、特別委員会の委員にならない。
- ② 議長、副議長は原則として同じ常任委員会に所属しない。(R2.4)
- ③ 議長、副議長は、議会運営委員会の委員にならない。(R2.4)
- ④ 議会選出の監査委員は、決算審査特別委員会委員にならない。

(4) 委員の辞職

委員を辞任できるのは、議会運営委員及び特別委員とする。また、辞任できる事由については、次のとおりとする。(R2.4)

- ・健康上の理由等で、職務の遂行が困難になったとき。
- ・議員補欠選挙により議員の構成が変更となり、企画経済・教育福祉常任委員会から選出した委員の交代が必要であるとき。

8. 表 決

- ① 採決は、日程順に行う。
- ② 本会議は原則として起立によって行い、委員会は挙手による。
- ③ 可決された意見書、決議の処理、取扱いは議長が定める。
- ④ 一括議題とした議案に対する表決は、1件ごとに採決するのが原則である。
ただし、異議がないと認められるときは、一括して採決することができる。

9. 請願・陳情

- ① 採択、不採択と決定した陳情は、その結果を提出者に通知する。
- ② 請願及び陳情が審議未了となった場合は、その旨を提出者に通知する。

- ③ 請願及び陳情の取扱いについては、議会運営委員会で上程の有無を判定する。ただし、請願は上程し、陳情については内容審査の上、上程しないものは卓上配布とする。
- ④ 付託された請願・陳情は会期中の審査とする。ただし、継続審査が必要な場合はこの限りでない。

10. 辞職

議会の許可を得て辞職した議長及び副議長は、その会議においてあいさつするのを通例とする。

11. 会議録

- ① 会議録署名議員は、議席順に会期の初めに指名する。
- ② 会議において、議長の職務を行った副議長、臨時議長及び仮議長は会議録に署名する。
- ③ 会議が流会になった場合の会議録は、「以降は（本日は）会議を開くに至らなかった」と記載する。
- ④ 会議において聴取不能の場合「反訳不能」と記載しても良い。
- ⑤ 発言の取り消し及び訂正があっても、会議録の原本は発言のとおり記載する。ただし、原本以外は、取り消しについては削除し、訂正については、訂正後の文言を記載する。
- ⑥ 本会議の議事録は、録音機により録音する。録音の再生又は他のテープへの録音は行わない。ただし、議長の許可を受けたものについては、この限りでない。

12. 議会全員協議会

- ① 全員協議会の開催は、開会中は最終日の閉会後、閉会中は月に一度開催されている。
- ② 全員協議会は、議員、町側3役及び課長級が出席する。
- ③ 協議進行は、町側からの報告事項、議会報告事項とし、町側は報告終了後に退席する。
- ④ 全員協議会は、議会自体の行事や運営、活動について協議する場であり行政上の重要問題等についての質疑や質問は慎まなければならない。
- ⑤ 新規条例や議会に関する条例改正等は、町報告の中で報告する。

- ⑥ 総合計画については、議案上程前に説明を受けたことがある。(R3.8)
- ⑦ 一部事務組合議会の報告を委員会選出議員が行う。
- ⑧ 県町村議會議長会、郡町村議會議長会の報告を議長が行う。
- ⑨ 足柄上地区広域行政推進協議会の報告を議長が行う。

13. その他

(1) 議会だより

- ① 議会だよりは、5月、8月、11月、2月の1日発行を目指とする。
- ② 一般質問は、自己編集とし質問及び答弁を500字以内にまとめ、原則として電子データで広報広聴常任委員会に提出する。委員会は、内容を校正する。
- ③ 議事事件の要旨、質問、答弁は、その都度委員が分担する。
- ④ 企画記事は、必要に応じて委員会で決め、関係者に依頼する。

(2) 議員活動

議員は、議員活動の透明性を確保するために、行政に関連する委員会又は団体の役員等への就任は控えるようにする。

(3) 文書物件の收受及び発送

- ① 本会議以外の開催通知等の方法は、FAX又は電子メールにて行う。
- ② 一般質問通告書は、500字以内にまとめ、原則として電子データで提出する。

(4) 欠席届

会議を欠席する場合は、議長若しくは委員長に欠席届を提出する。事前に欠席届を提出できない場合は、電話等により連絡し、後日提出する。(R3.8)

あとがき

この議会申し合わせ事項は、先輩諸氏が築いてきた議会における慣行を現在に引き継いでいるものであり、円滑な議会運営に資するためのものであります。

今後も議会運営の実態に合わせ見直しを行い、申し合わせとすることが適當と思われる事項については、議会運営委員会で協議し、全員協議会に諮り整備を図っていくものとします。

大井町議会